



有料動画で架空請求

支払う前に相談を

イネスに寄せられる相談の中で、非常に多い事例です。大手の事業者をかたっているのに、身に覚えがないのに連絡を取ったり、信用してお金を払ったりするケースがあります。身に覚えのない請求は「架空請求」なので、このようなメールは無視しましょう。公的機関をかたった不審な電話に関する情報も寄せられています。相手が聞き覚えのある事業者や公的機関を名乗る場合でも注意が必要です。

架空請求メールで、最近多い手口を紹介します。

【事例】スマートフォンに「有料動画サイトの閲覧履歴がある。本日に登録解除の連絡をするように」とメールが届いた。動画などの配信サービスをしている大手の業者からだった。身に覚えがなかったので電話をかけたところ、「確認のた

生活 トラブル

め」と生年月日、名前を聞かれた。すると業者から「2年前に登録している。これまでの料金10万8千円を請求する」と言われた。

【アドバイス】最近ア

心配なときや不安になったときは、お金を払う前に最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談してください。消費者ホットライン☎1888は、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザIIア イネス☎097・534・0999)